

新潟市議会委員会条例の一部を改正する条例

新潟市議会委員会条例（昭和43年新潟市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項に次のただし書を加える。

ただし、閉会中においては、議長が委員を指名することができる。

第8条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項ただし書の規定により委員を指名したときは、議長は、その旨を次の議会に報告しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。